

群馬県小規模企業振興条例

平成28年4月1日施行



群馬県知事

大澤正明

条例制定にあたって

小規模企業は、県内7万事業者の約9割、従業員数の約3割を占めており、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなど地域経済を支え、社会の安定に寄与するなど極めて重要な存在です。

しかしながら、小規模企業を取り巻く状況は、経済社会環境の変化や少子高齢化の急速な進展などから、競争の激化や需要の減少、経営層の高齢化など大変厳しいものとなっています。

こうした状況にあつて、人口減少を克服し、県経済が将来にわたって成長していくためには、地域の活性化と雇用創出の原動力である小規模企業に元気に活躍してもらうことが必要不可欠です。

このため、小規模企業振興の基本理念や施策の基本となる事項を明らかにし、持続的な発展を図るため条例を制定しました。

県といたしましては、この条例制定を機に商工会、商工会議所、中小企業団体中央会など多様な支援団体をはじめ、市町村などとの連携をさらに強化するとともに、小規模企業の活力が最大限発揮されるよう振興施策を実施し、経済の活性化と雇用の創出を目指してしっかり取り組んで参ります。



小規模企業とは

一般的には、従業員が製造業では20人以下、商業・サービス業では5人以下の企業を指すことが多く、家族のみで経営している企業なども含みます。

雇用を支える小規模企業

県内で働いている64万9416人のうち、中小企業で働いている人は52万4067人、80.7%です。そのうち、21万8953人が小規模企業で働いており、全体の33.7%を占めています。このように、小規模企業は、私たちに多くの働く場所を提供してくれています。

群馬県小規模企業振興条例の概要

基本理念 (第3条)

- 小規模企業が県の経済や地域社会の発展に果たす役割を明示
- 小規模企業者の自立的な経営と連携・協働を推進
- 小規模企業の活力が最大限に発揮されるよう、持続的発展を図る

県の施策等

- 経営資源の確保が困難である小規模企業者が多いことを考慮した上で、小規模企業の活力の向上を図る施策を実施(第8条)
 - (1) 新たな事業展開の促進
 - (2) 商品の販売又は役務の提供の促進
 - (3) 商品、役務等の需要の増進
 - (4) 創業の促進、事業承継の円滑化
 - (5) 事業活動を担う人材の確保及び育成
 - (6) 資金の円滑な供給
- 市町村、商工会・商工会議所・中央会等、多様な主体との協働(第9条)
- 商工会・商工会議所が実施するきめ細かな支援への協力(第9条)

各主体の努力等

小規模企業者の努力 (第4条)

- 自主的な経営の改善及び向上
- 支援団体への積極的な加入による経営能力の向上

支援団体の努力 (第5条)

- 小規模企業の振興に主体的に取り組み、県施策にも協力
- 職員の育成、能力向上

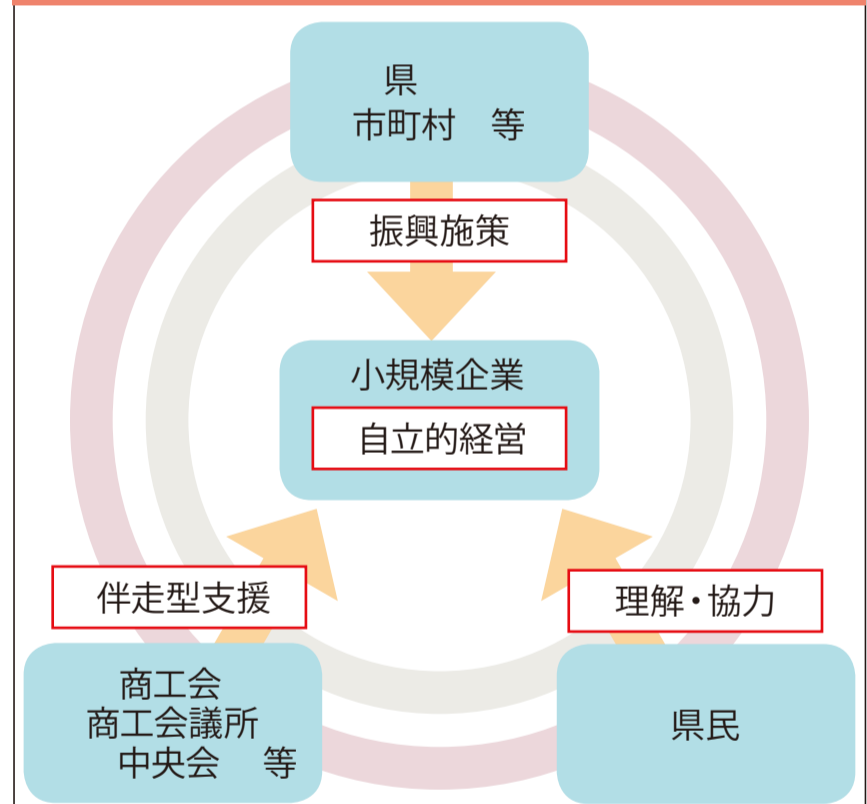
県の支援 (第6条)

- 必要な助言
- 情報の提供
- 財政上の措置 等

県民の協力 (第7条)

- 小規模企業の地域社会への貢献を理解し、健全な発展に協力

連携・協働による小規模企業の振興



商工会・商工会議所による伴走型支援

伴走型支援とは

小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う、小規模事業者に寄り添ったきめ細かな支援のことです。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

小規模事業者

経営の発達

- 潜在的な顧客層に向けた商品の販売方法の変更等、ビジネスモデルの再構築

経営の改善

- 記帳、税務指導等

商工会・商工会議所

経営発達支援事業

- 事業者の事業計画策定支援
- 需要開拓・事業承継等の支援
- 地域産品の展示会開催等

関係機関

- 県、市町村
- 金融機関
- 他の支援機関
- 大学
- 農協
- NPO
- 他の企業 等

支援

連携

小規模企業を支援する団体のご紹介



群馬県商工会連合会 高橋基治 会長

県内には43の商工会があります。商工会では、「行きます 聞きます 提案します」をモットーに、事業者の皆さんへの伴走型支援に取り組んでいますので、事業計画策定、持続化補助金等獲得など、何でもお気軽にご相談ください。今回の条例制定を機に、身近な支援機関として、さらにお役に立てる商工会を目指していきます。



群馬県商工会議所連合会 曾我孝之 会長

県内には10の商工会議所があります。各地域の商工会議所では、地域の総合経済団体として、経営相談や地域イベントなど様々な活動を行っています。小規模企業の皆さまの事業計画策定等の経営発達支援事業について、伴走型の支援に取り組んでいますので、何でもお気軽にご相談ください。



群馬県中小企業団体中央会 金子正元 会長

県内には、現在500を超える事業協同組合等があります。各組合では、共同受注の実施や教育事業等の活動を行っており、中央会では、組合の育成・指導に積極的に取り組んでおりますので、何でもお気軽にご相談ください。

このほか、多くの団体や市町村、金融機関などが小規模企業を支援しています。

群馬県中小企業サポーターズのご紹介

中小企業サポーターズは、県内金融機関等と支援機関とが連携し、「企業を育てる」といった側面から企業支援活動に携わっています。

「中小企業サポーター」と位置づけられた各サポーター（約700人）は、企業が抱える課題の直接解決を図ったり、適切な専門機関を紹介するなどして、中小企業・小規模企業者に対し、きめ細かな支援を行っています。



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

中小企業サポーターズ協議会 構成員

金融機関等

群馬銀行
東和銀行
足利銀行前橋支店
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しのめ信用金庫

商工組合中央金庫前橋支店
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
日本政策金融公庫
三井住友海上火災保険
あいおいニッセイ同和損害保険
ぐんま共済協同組合
東京海上日動火災保険
損害保険ジャパン日本興亜

支援機関

公益財団法人 群馬県産業支援機構
群馬県信用保証協会
NPO法人 北関東産官学研究会
一般財団法人 地域産学官連携ものづくり研究機構
群馬県商工会連合会
一般社団法人 群馬県商工会議所連合会
群馬県中小企業団体中央会

群馬県小規模企業振興条例

(目的)

第一条 この条例は、小規模企業の振興についての基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県の経済の健全な発展及び県民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第五項に規定する事業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業支援団体」とは、県内の商工会及び商工会議所、群馬県商工会連合会、一般社団法人群馬県商工会議所連合会、群馬県中小企業団体中央会その他の小規模企業者を支援する団体をいう。

(基本理念)

第三条 小規模企業が地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、県の経済及び社会の発展に重要な役割を果たしていることに鑑み、その活力が最大限に発揮されるよう、その事業の持続的な発展が図られなければならない。

2 小規模企業の振興は、小規模企業者の自立的な経営並びに他の小規模企業者との連携及び多様な主体との協働を推進することを旨として行われなければならない。

(小規模企業者の努力)

第四条 小規模企業者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 小規模企業者は、その経営能力の向上等を図るため、小規模企業支援団体に積極的に加入するよう努めるものとする。

(小規模企業支援団体の努力)

第五条 小規模企業支援団体は、基本理念にのっとり、小規模企業の振興に主体的に取り組むとともに、県が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 小規模企業支援団体は、小規模企業者の多様な需要に対応するため、当該小規模企業支援団体の職員の人材育成に取り組み、業務を遂行する能力の向上に努めるものとする。

(県の支援)

第六条 県は、基本理念にのっとり、必要な助言、情報の提供、財政上の措置その他の支援を講ずるよう努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第七条 県民は、小規模企業が地域における経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについての理解を深め、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第八条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業者が多いことを考慮した上で、小規模企業の活力の向上を図るため、小規模企業に対する次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 商品又は役務の開発の促進、知的財産の創出及び活用等の促進等新たな事業の展開を促進するための施策
- 商談の機会の提供等商品の販売又は役務の提供を促進するための施策
- 県等の物品、役務等の調達に関する受注の機会の増大等商品、役務等の需要の増進に資するための施策
- 相談体制の整備等創業の促進又は事業の承継の円滑化を図るための施策
- 就職支援の推進、職業能力の開発の促進等事業活動を担う人材の確保及び育成を図るための施策
- 融資制度の充実等資金の円滑な供給を図るための施策

(多様な主体との協働等)

第九条 県は、小規模企業の振興に関する施策が効果的に実施されるよう、市町村、小規模企業支援団体等多様な主体との協働に努めるものとする。

2 県は、商工会及び商工会議所が小規模企業に対して実施する事業計画の策定その他の経営の改善発達を支援する事業等について小規模企業者に寄り添った、かつ、きめ細かな支援ができるよう、商工会及び商工会議所に協力するよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

小規模企業
支援団体
連絡先

群馬県商工会連合会 TEL 027-231-9779
〒371-0047 前橋市関根町三丁目8番1号(群馬県商工連会館内)

一般社団法人 群馬県商工会議所連合会 TEL 027-232-1888
〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号(群馬県中小企業会館内)

群馬県中小企業団体中央会 TEL 027-232-4123
〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号(群馬県中小企業会館内)

問い合わせ

群馬県産業経済部産業政策課 TEL 027-226-3320
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号